平成２９年（フ）第９３号
香川県さぬき市津田町鶴羽1430番地１　鵜部団地Ａ－106
債務者　貴田　芳孝
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５５１号
愛知県尾張旭市瀬戸川町２丁目37番地　ムーニー谷口202号
債務者　山本登季重（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５９２号
名古屋市天白区井の森町231番地　ラフィーネ野並ビル503号
債務者　大橋　直樹
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４０号
函館市昭和４丁目６番５－202号　メゾンエイト
債務者　北村　優衣
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１４４号
愛知県豊田市若林東町中外根65番地　県営12－202号
債務者　河合　洋介
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
山形県長井市横町１番19号
債務者　小山田勢津子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第５１１号
埼玉県加須市北小浜1104番地７
債務者　小菅　　誠
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５４３号
さいたま市北区宮原町４丁目58番地22　101
債務者　鳥羽　伸一
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５５６号
さいたま市桜区田島６丁目２番19号404
債務者　大竹　清美
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６７号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地11棟218号
債務者　五島　あき
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９号
埼玉県秩父市大宮5742番地
債務者　青木　文男
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
新潟県長岡市西中野俣2354番地１
債務者　深澤　康成
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
新潟県南魚沼市坂戸156番地３　コーポ和田Ａ号室、住民票上の住所新潟県南魚沼市市野江甲86番地　羽賀治郎方
債務者　羽賀　伸仁
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
山口県山陽小野田市大字西高泊3534番地14
債務者　みゆき庭園こと　上鶴　深行
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４７号
山口県宇部市中村３丁目３番40－２号
債務者　佐藤加代子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第７６３号
札幌市南区南34条西９丁目１番13―102号
債務者　寺門　一則
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７７号
札幌市東区北20条東19丁目４番13―101号
債務者　伊藤　博昭
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４１号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目２番４－407号
債務者　寺井　純也
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部